

図表：消費者団体の組織、活動状況等

	全国域・都道府県域の消費者団体	適格消費者団体
1 構成員		
会員数	団体の特徴に応じて幅がある。	社員(会員)数は100～150名である団体が過半数を占める。
会員の増減傾向	多くの団体が変化がないか減少傾向にある※。	多くの団体が変化がないか減少傾向にある。
個人会員の年齢構成	60代・70代以上が中心※。	40～60代が多くを占める。
個人会員の男女比	女性比率8割以上の団体が多い※。	男性比率6割以上の団体が多い。
個人会員の主な属性	専業主婦等職業についていない層が中心※。	弁護士等の専門家や消費生活相談員が中心。
2 財政状況		
年間収入	約4割の団体が100万円を下回る※。	過半数の団体が500万円未満。
主な収入源	会費と行政からの委託事業収入が多い※。	会費と行政からの委託事業収入が多い。
収入の増減傾向	多くの団体が変化がないか減少傾向にある※。	増加傾向・変化なし・減少傾向のいずれもほぼ同数であった。
3 活動スタイル、ネットワークに関する事項		
活動テーマ	安全・取引・契約・表示、社会的弱者支援、食品・環境・エネルギー、災害等、幅広く取組む団体が多い。	主に取引・契約・表示関連。
活動の時間帯	平日昼間が中心。	会議等は平日夜間が多い。
4 国または都道府県審議会等への参画		

・国の審議会に参画する消費者団体は、全国域で稼働している団体が大半を占める。
・都道府県の消費生活系審議会に参画する消費者団体は、全国域で活動する消費者団体の会員団体や地方支部が多くを占める。また、適格消費者団体や、隣接分野の団体(子育て支援団体、老人クラブ等)を参画させている都道府県もある。

(注)「全国域・都道府県域の消費者団体」のうち、※印のあるものについては、都道府県域の消費者団体の特徴を記載している。

消費者団体の現状及び今後に向けた論点整理 ～政策提言機能を担う消費者団体を中心とした調査報告～について

内閣府消費者委員会事務局

はじめに

行政が政策決定過程において、消費者の意見を聴くことは重要であり、これまで消費者行政における消費者の意見を表明する役割は、主に消費者団体が担ってきた。昨今、従来活動を支えてきた女性の社会進出による専業主婦の減少等から、消費者団体の活動が縮小しているとの見方がある。消費者委員会では、まずは消費者団体の現状と課題を明らかにすることを目的に、消費者団体ヒアリング

調査(国や都道府県の審議会に消費者代表として参画している団体や適格消費者団体を対象)及び消費者アンケート調査(消費者が消費者団体に抱いているイメージ等)を行い、それを踏まえた論点整理として令和5年8月に調査報告(※)を取りまとめた。

消費者団体の組織・活動状況等に関する消費者団体ヒアリング調査

全国域で活動する消費者団体7団体、都道府県域で活動する消費者団体27団体、適格消費者団体23団体にヒアリングを実施し、その回答を整理した(図表参照)。なお、全国域・都道府県域の消費者団体の集計については、全ての団体にヒアリングを行ったものではないことから、幅をもつてみる必要がある。

消費者団体の認知度等に関する消費者アンケート調査

10代から70代以上までの各年代男女100名ずつ、1400名から回答を得た。「消費者団体がどのようなものか知っていた」割合は9・9%であった。消費者団体と聞いて感じるイメージは、「消費者を守ってくれる」等のプラスのイメージ、「うさんくさい」「こわい」等のマイナスのイメージがあることなどがわかった。

消費者の意見表明や消費者団体の活動の活性化に向けて

1 消費者団体に関わる論点

(1) 消費者団体の活動・役割の認知度の向上、(2) 消費者団体に蓄積された知見、経験等の活用、(3) 多様化・複雑化する消費者問題に対応可能な専門性の維持・充実、(4) 活動時間、活動方法の工夫が求められる。

2 国、地方公共団体に関わる論点

「消費者行政の中で消費者団体の政策的な位置づけがはっきりしていない結果、日本の消費者団体の存在感・影響力は、海外と比較して弱い。」「消費者の意見を一方的に聞き置くのみではなく、対話型の行政が必要である。」という指摘があった。

3 事業者・事業者団体に関わる論点

消費者団体の活動は、悪質事業者の市場からの排除や健全な事業者が評価される市場の実現という点で、事業者・事業者団体と共通の課題に取り組むものである。消費者団体の持つ専門性等を社会的に有効活用するため、消費者団体との対話や、人材・財政・情報面での活動支援の取組が期待される。

おわりに

消費者団体が担ってきた役割の一つに、消費者の意見を表明する、いわゆる政策提言機能があり、それは行政のみならず、事業者や消費者・社会全体にとっても重要で、公益的な活動と考えられる。この点に関して、消費者庁をはじめとする各行政機関は、政策への消費者の意見反映をより実効的に進める観点から、継続的に消費者団体の現状について把握し、活動の環境整備に努めるべきである。

※ 調査結果等の詳細については、消費者委員会ウェブページ (https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2023/houkoku/202308_dantai_houkoku.html) をご参照いただきたい。